

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	345	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(市町村の財政的自立に資する開発)				
提案団体	合志市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されていることから、地方自治体による創造的なまちづくりに支障を来している。
そのため、市街化調整区域内の開発要件について、一部規制緩和を行うことにより、土地利用についての自由度を高め、新たな雇用の場の創出による、地域経済の活性化を図りたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

本市は、政令市である熊本市に隣接しており、都市計画法上の熊本都市計画区域内に位置している。市域の約9割は市街化が抑制されている市街化調整区域であることから、市南部の熊本市に隣接する約1割の市街化区域に人口が集中し、地域バランスを欠く状況。また、人口については、年々増加している状況であるが、個人市民税等の税収増加は緩やかであり、一部地域に集中した人口増加に対応するための、道路、上下水道、学校、保育所等のインフラ整備に必要な財源の確保が喫緊の課題となっている。
そのため、本市では、企業誘致、6次産業化の促進、産学金官連携促進等、新たな雇用創出による市財政基盤強化への様々な取り組みを行っている。

しかし、本市の市街化区域においては余剰地が殆ど無く、約9割を占める、市街化調整区域内においては、開発行為が制限されることから、新たな企業誘致に伴う事務所・工場の設置や6次産業化に必要な農産物の加工場の設置等について土地利用の観点で支障を来している。

そのため、都市計画法第34条による市街化調整区域内の開発許可要件を一部緩和し、各自治体の創意工夫によるまちづくりを促進すべきと考える。

【都市計画法第34条の改正(案)】

新たな要件見直しとして「市町村の財政的自立に資する、開発であり、かつ、周辺地域における市街化を促進する恐れがなく、市町村長と都道府県知事が協議のうえ認めたもの」について市街化調整区域内の開発を認めるものとする。

根拠法令等

都市計画法 第34条

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

現行制度においても、都市計画法第34条第11号、第12号に基づき都道府県が条例で定めることによって、又は、同条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	709	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	市街化調整区域における開発許可基準の追加				
提案団体	安城市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

市街化調整区域内においては、都市計画法第34条第1号及び同法施行令第21条第26号の規定により、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設については、開発行為が認められているが、障害者総合支援法第77条に基づき、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業に係る施設は原則開発行為が認められていない。日中一時支援サービスなど、利用できる事業所が不足しており、障害者が住み慣れた地域で身近な場所で障害福祉サービスを提供してもらうための障害者の特性に応じた適切な対応施策の実施が求められていることも踏まえ、市街化調整区域内においても当該事業に係る施設の建築を行いやすくし、日中一時支援などのサービスができるようにしたい。

【現行制度で対応困難な理由】

都市計画法第34条第14号(開発審査会)において、愛知県開発審査基準において定められていないため、対応が困難です。

根拠法令等

都市計画法第34条、同法施行令第21条

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

都市計画法第34条第1号においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる開発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるもののうち、各個別法に基づき一定の公益性を付与されている公益公共施設を類型化して定めているところ。現行制度においても、都市計画法第34条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

--

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	714	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和				
提案団体	聖籠町				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

「都市計画運用指針」で示している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情により、市町村土地利用施策が制度面から支障が生じているなどの市町村の場合は、その市町村の土地利用構想に基づき市街化を図るべき区域」とするなど考えられる。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【町都市計画の経緯】

本町は、S39年に新産業都市建設促進法の指定がされ、国・県主導の新潟東港開発を機にS39年都市計画指定、S45年に近隣市町村と新潟都市計画区域として線引きされた。結果、政策的な必要性に迫られたものといえ、大部分を占める地域は市街化調整区域となった。

【支障事例】

現在、町都市計画マスターPLANに基づき、個性豊かで特色ある独自のまちづくりを進めているが、実現化にあたっては区域区分規制で困難となっている。例として、S52年の役場庁舎移転や町制施行を機に、役場周辺地区に公共施設を整備し、地区を「中心市街地促進エリア」とし住環境整備促進しているが、市街化調整区域により円滑な促進が抑制されている。新潟都市計画区域は、3市町構成で、区域区分変更は単独市町ではできず、また、区域区分の考え方は、都市計画法第7条に関連して都市計画運用指針に示されているが、市街化区域編入は確固たる整備の担保性、さらに、全体人口フレームの調整等から変更要件が厳しく、まちづくりの自由度は極めて低いものとなっている。

【制度改正の必要性】

線引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、線引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大きく変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望むものである。

根拠法令等

都市計画法第7条

都市計画運用指針IV-2-1-B

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

区域区分を定める場合、運用指針における考え方を基本としつつも、地域の特殊事情等を踏まえ、法令の範囲内においてこれによらない方法で定めることは可能。

各府省からの第1次回答を踏ました提案団体からの意見

地方公共団体においては、国が示す運用指針における考え方を基本とされることは、記述の有無の意義は大きいものであることから、運用指針の中で、特殊事情等も踏まえることでも可能であることについて、何らかの明記を求めるものである。

全国知事会からの意見

一

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国町村会】

地方公共団体においては、国が示す運用指針における考え方を基本とされることは、記述の有無の意義は大きいものであることから、運用指針の中で、特殊事情等も踏まえることでも可能であることについて、何らかの明記を求めるものである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

まず、都市計画運用指針は地方自治法に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって本指針で示した原則的な考え方によらない独自の運用を必ずしも否定するものではない。

その上で、御指摘の支障事例に関して、都市計画運用指針においては、「役場、旧役場周辺の既成市街地で計画的市街地整備が確実に行われる区域」については、「20ha以上を目途として飛地の市街化区域を設定することができる」としており、また、「人口フレームを基本とする」としつつも、「都市計画区域のうち、農林業上その他の土地利用規制等により市街化することが想定されない土地の区域以外の区域にある土地について、都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来の見通し等を総合的に勘案して、都市的土地区画への転換の適否を明らかにする方法が可能であれば、試験的に検討していくことも考えられる」としている。個別のケースの検討においては当該記載を含む指針の内容を勘案しながら適切に運用されたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	180	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲				
提案団体	佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・沖縄県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都道府県が起業者である事業については、国土交通省(地方整備局)が事業認定を行っているが、これを都道府県が事業認定を行うことができるよう権限移譲を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】社会資本の整備は、地域のニーズを踏まえ迅速な推進を図る必要がある。しかしながら、都道府県が起業者である事業については、土地収用法第17条に基づき事業認定を国土交通省(地方整備局)が行っていることもあり、迅速な対応ができない。県によっては、約3年間に10回程度の事前相談を行い、必要性を理解してもらった例や、そもそも土地収用の必要性を理解してもららず、事業そのものの進捗が図れていない例もある。

【改正の必要性】事業の必要性や公益性などの判断は、地域の実状に精通した地方自治体においても可能であることから、都道府県が起業者である事業については、都道府県へ権限移譲する。これにより、迅速な判断を可能とし、コストを削減しつつ、社会資本整備の事業効果を早期に出現することができる。

【懸念の解消策】国が起業者である事業については、国土交通省(本省)が事業認定を行っていることから、都道府県が起業者である事業の事業認定を都道府県が行うことは許容されるものと考える。また、公平性は、事業部局以外の職員が事業認定の事務を行うこと(参考:改正後の行政不服審査法の審理員)や、土地収用法34条の7に基づく審議会を活用することなどにより担保できる。

根拠法令等

土地収用法17条

土地収用法に規定する事業認定に関する処分は、申請された事業が土地等を収用又は使用するに値する公益性を有しているかを判断し、当該処分により強制的に土地等の権利を取得する途を開くものである。

この判断にあたっては、得られる利益と失われる利益を総合的に比較衡量することを要し、得られる利益が失われる利益を上回る場合に当該事業が公益性を有すると判断されるが、比較をするにあたっては、これらのような全く異なる要素を比較することから、客観的機械的数値的にのみ処理することは困難であり、最終的には主観的な判断要素を含むことが避けられない。

したがって、当該判断の適正性を確保するためには、原則として、事業を行う起業者とは別の行政庁において中立的に判断する必要があり、都道府県が起業者である事業の事業認定権限を当該都道府県自身に付与することは、公平中立な判断の下、適正に事業認定を行う観点で適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「事業を行う起業者とは別の行政庁において中立的に判断する必要がある」との回答であるが、提案するに当たっては、可能なかぎり事業認定の所管部局、所管課については、事業部局又は事業課以外が所管することを想定しているところである。

現に、国土交通省を含む国事業については、原則、国土交通省が事業認定を行っているものの、客観性や公平中立性は損なわれることなく、十分に確保されていると認識しており、これと同様の事務を都道府県が行うときに客観性や公平中立性が確保されないとするのは矛盾がある。

また、事業認定の客観性や公平中立性を確保するために、国事業の場合と同様に土地収用法第25条の2第2項に、同法第34条の7第1項に基づく「審議会その他の合議制の機関」の設置が規定されており、万一、認定庁の事業認定に客観性や公平中立性が確保されていない恐れがある場合には、二重に審査する仕組みが確保されている他、行政不服審査法に基づく異議申し立てや行政事件訴訟法に基づく取消訴訟等司法的救済手段も確保されている。

なお、社会资本整備重点計画においては、「自立的で個性豊かな」地域社会の形成が掲げられ、創意工夫を生かした社会资本の整備が標榜されていることから、地方の事業については地方が地方の実情に沿った公益性や必要性を審査することにより、当該計画に掲げる地域社会の形成の更なる推進が期待される。

いずれにしても、全国一律に行う必要のある社会资本整備は従来どおり国の「責任」と「権限」のもと事業実施されることに異論はないが、地域の社会资本整備については、地域と密着した地方公共団体に「責任」とともに「権限」も付与されたい。

全国知事会からの意見

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

土地収用法は、憲法第29条第1項によって不可侵とされている財産権に対して制限を行い、同条第3項の規定である「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひること」を可能とする最も基本的な法律であって、権利者の意向にかかわらず、強制的に土地等の権利を取得する途を開く事業認定の判断にあたっては、権利者保護に万全を期すべきであり、これは、憲法第31条及び第13条の精神からも求められるところである。また、事業の公益性等の判断に係る国民の関心も非常に高く、たびたび事業認定の処分に係る地域住民による反対運動、不服申立て及び取消訴訟等が提起されてきたところである。

以上の憲法上の要請等に応えるため、事業認定の判断にあたっては、たとえ審議会等の合議制の機関の意見を聴いた上で判断したとしても、原則として事業を行う起業者とは別の行政庁において公平中立に判

断する必要があることから、現行規定においても市町村が起業者である事業については都道府県知事が、都道府県が起業者である事業については国が、それぞれ事業認定を行うこととされている。なお、国が起業者である事業については国が事業認定を行うこととしているところ、これは國の外に適切な者がいないことから、例外的に許容されているものであり、この例外的な手続きを根拠として、都道府県が起業者である事業の事業認定権限を当該都道府県自身に付与することは妥当ではない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	279	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付の付与				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設として位置づけ、公園管理者による電気自動車用充電器の設置を可能とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

都市公園等については電気自動車等用充電器の需要が大きく見込まれるところであるが、電気自動車等用充電器が都市公園法上の公園施設として位置付けられていないため、公園管理者が公園施設として設置することができない。

将来、電気自動車の使用者となる住民の多くが既に都市公園を利用しておらず、都市公園は住民にとって身近な公共施設である。また、急速充電時間には約30分を要するが、都市公園にある広場や遊具、運動施設や教養施設などで、この時間を有効に過ごすことができる施設が既に整備されている。このように、電気自動車等用充電器の需要が期待できる。

都市公園法施行令第5条を改正し、電気自動車等用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けること。

根拠法令等

都市公園法施行令第5条

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

都市公園に設けることのできる公園施設は、都市公園の効用を全うするために都市公園法令に限定列挙されている（都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条）。そのうち便益施設には駐車場が位置付けられており、公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市公園法令に限定列挙されている都市公園施設については、駐車場は記載されているものの、電気自動車用充電器については記載されていない。
このため、貴省が示された「公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である」旨の見解を本県を含む地方公共団体に十分に周知されていない。
電気自動車用充電器を都市公園法令に明記する、若しくは本件に係る見解を地方公共団体あてに改めて通知するなど、都市公園内における電気自動車用充電器の位置付けを明確にする措置を講じていただきたい。

全国知事会からの意見

公園施設の具体的な種類については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例により定めることとするべきである。
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

公園管理者が、都市公園本来の効用を享受する人々の利便に供すると判断して、公園施設である便益施設としての駐車場に電気自動車用充電器を設けることは、可能である。
現行規定でも可能である旨の明確化について、検討して参りたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）記載内容

6 【国土交通省】

(7)都市公園法(昭31法79)

(iii)公園施設である駐車場に設ける電気自動車用充電器については、公園管理者が、当該施設が設けられる都市公園の効用を全うするものであると判断した場合には、設置できることを地方公共団体に周知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	384	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引に係る土地売買等届出(事後届出)の届出期限を、現行の2週間以内から3週間以内に緩和することを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

土地売買等届出(事後届出)の届出期限は契約日から2週間以内であるが、全国の期限内届出率は73.9%(H24)と低く、無届取引件数は4,400件(H24)に及ぶ。熊本県においても、期限内届出率は71.1%(H24)と低く、無届取引件数は73件(H24)に及び、無届取引件数の76.5%(H23～H25熊本県平均)は遅延届出(期限後に自主的に提出するもの)であり、遅延届出のうち約1割(同平均)は契約日から3週間以内に提出されている。

このことから遅延届出者は、制度を認識しているものの期限内に提出できない者が多いことや、離島等遠隔地にいる者には負担であることが推測され、その要因として届出期間の不足が考えられる。

また、都道府県は、昭和54年土地利用調整課長通達を踏まえ、無届取引に関する事務処理要領を定めており、違反者に対して指導を行っている。さらに、遅延届出は法による届出とみなされないため、土地取引の現況把握や傾向分析に活用する土地取引規制実態統計に含まれず実態が反映されないほか、届出者にとつても森林取得時の届出免除(森林法第10条の7の2)が適用されない。

【制度改正の必要性】

上記実態を踏まえれば、届出期限を3週間に緩和することで、遅延取引の約1割(熊本県を基にした試算:H24全国無届取引件数:4,400件 × 0.765 × 0.1 = 336件)が期限内届出となることにより、遅延取引に係る都道府県、市町村の違反指導事務((県・市町村合計2h/件程度)や届出者の負担が軽減される。また、期限内届出が増えることで、統計データの精度向上や、森林法届出免除の適用者の増加が見込まれる。

根拠法令等

国土利用計画法第23条第1項

昭和54年12月24日付け54国土利第401号土地利用調整課長通達「無届取引等の事務処理について」の別添「無届取引等事務処理基準」

国土利用計画法の事後届出制においては、

- ① 土地取引の規制に関する措置として、取引の動機となった土地の利用目的について審査・勧告を行うことができるとされており、これが適正かつ合理的な土地利用を図るために支障があるときには、速やかに是正を求める必要があること
 - ② 高額の土地取引の発生等の事情により、監視区域の指定等機動的な地価対策を講じる必要が生じる場合に備え、個々の契約締結後速やかにその内容について把握する必要があること
- 等から、契約締結後できるだけ速やかに届出をしてもらうことが必要であり、契約締結後2週間以内に届出をしなければならないものとされているところである。
- また、熊本県より提出されている平成23～25年の熊本県における届出状況(参考1及び参考2)によれば、3ヵ年間における期限内(2週間以内)の届出件数が541件に対し、2週間超3週間以内の届出件数は17件(約3%)に過ぎず、本提案は届出の遅延を招来する結果となり、届出義務履行促進にはつながらないものと考えられる。
- 以上により、事後届出制の届出期限の緩和を行うことは妥当でないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、法律順守を目的とした提案であり、届出期限の緩和により届出義務促進につながると考えている。
遅延を招来する結果となるとは思わないが、届出期限の緩和が難しいのであれば、期限内届出の徹底を図るため、国においてもさらなる周知徹底をお願いしたい。

国土利用計画法の事後届出制における期限内(契約締結後2週間以内)届出の必要性については前回お示したとおり、

- ① 土地取引の規制に関する措置として、取引の動機となった土地の利用目的について審査・勧告を行うことができるとされており、これが適正かつ合理的な土地利用を図るために支障があるときには、速やかに是正を求める必要があること
 - ② 高額の土地取引の発生等の事情により、監視区域の指定等機動的な地価対策を講じる必要が生じる場合に備え、個々の契約締結後速やかにその内容について把握する必要があること
- とされているところである。
- 今後とも、速やかな届出を求めている制度趣旨についての理解の増進や、本制度の更なる周知徹底、運用改善策の促進が図られるよう、きめ細かに相談等に対応してまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	362	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	違反広告物に対する簡易除却等に係る景観行政団体への権限移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】

景観行政団体は景観計画に基づき屋外広告物条例を策定することにより屋外広告物の規制(第3条～5条、7条・8条)を自ら行うことができる。

一方で、違反広告物に対する処置の法第7条及び第8条に規定されている簡易除却等を行う場合には、権限を持つ県からの権限移譲を受けて行わなくてはならない。

景観行政団体が景観行政と屋外広告物の規制を一元的に実施する際には、簡易除却等の対応も不可欠なものであり、これを現行法のように、権限を持つ主体を分離していることは不合理である。

【具体的支障事例】

また、具体的支障事例として、簡易除却等を行う権限を特例条例により県から景観行政団体に移譲しているため、県から財源移譲すべきという考えがある一方で、景観行政団体は独自条例を制定済であるため独自財源で対応すべきという考えがある。このため、県から景観行政団体への財源移譲が困難である。

【課題の解消策】

よって、景観行政団体においても、自らの権限に基づき簡易除却等が行えるように法第7条第2項から第4項及び第8条において、「条例で定めるところにより」の文言を加えることを求める。また、法律の改正が実現した際には、これらの事務を行うのに必要となる財源措置をあわせて求める。

根拠法令等

- ・屋外広告物法第7条、第8条、第28条
- ・平成16年12月17日付け国都公緑第148号 国土交通省都市・地域整備局長通知「屋外広告物法の一部改正について」I 2. (4)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

屋外広告物法では、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが、屋外広告物行政を一元的に担う体系となっている。都道府県は、より広域的な観点から屋外広告物行政を行っており、市町村の屋外広告物に係る事務を適切に補完するためにも、都道府県知事が条例により権限移譲することが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

景観行政団体となった市町村は、それぞれの景観計画に基づき、独自に屋外広告物を規制する条例（以下「市町村条例」という。）を制定できるが、その際には都道府県と協議・調整のうえで制定している。このため、当該市町村条例で規制されている部分については、都道府県の屋外広告物条例の規制を受けない。よって、国土交通省が懸念するような重複して二重に行政を行うようなことは生じない。

市町村条例で屋外広告物を規制していく中、簡易除却等のみ都道府県からの権限移譲に頼らざるを得ない状況は国が主張する「一元的に担う体系」とは言えず、一元的な体系を実現するために制度改正を求めるものである。

また、独自に市町村条例を作成している場合、簡易除却等も含めた規制を一元的に行える方が、効率的であり、より市町村独自の計画に沿った景観を実現しやすいと考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

屋外広告物法では、違反広告物の強制撤去等、景観法と比べてより大きな権限が付与されることや住民、屋外広告物業者等の予見可能性を損なわないために、原則として、広域自治体たる都道府県が屋外広告物行政を担うこととしている。

その上で、屋外広告物法第28条では、都道府県が条例を定めた場合には、景観行政について能力と意欲のある市町村である景観行政団体に対して、特例として事務権限を移譲し、屋外広告物行政を行うことが可能な制度としている。

一方で、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県が条例を定めることにより、市町村が処理することができる。

いずれにしても、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の事務については、広域自治体たる都道府県が屋外広告物法及び地方自治法の規定を適用して適切に条例を定めることにより、景観行政団体たる市町村が景観行政と屋外広告物行政を一元的に行うことが可能である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	442	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大				
提案団体	岐阜県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求めます。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

岐阜県の地籍調査進捗率(平成25年度末)は15%であり、全国の51%と比較して、非常に遅れている。特に、県土の8割以上を占める山林部は14%と、他の地帯(人口集中地区15%、宅地17%、農地25%)に比べて遅れている。また、第6次国土調査事業10箇年計画の岐阜県計画では、平成22年度から31年度までの10年間で770km²を地籍調査を実施する(平成31年度末に進捗率23%とする)ことと定めている。

【支障事例】

地籍整備を推進するための地籍整備推進調査費補助金制度は、地方公共団体及び民間事業者が、用地測量等の成果を活用して、国土調査法第19条第5項指定に係る申請を積極的に行えるよう創設されたものであるが、補助対象地域が都市部に限定されている。平成25年度末時点の当県の地籍調査対象面積8,625km²のうち当制度の対象面積は2,369km²で、約7割の土地が補助対象外のため、現行制度では山林部の地籍整備率の向上がほとんど見込めない。

【支障事例の解消策及び効果】

公共事業等に伴う用地測量は、補助対象地域である都市部(人口集中地区及び都市計画区域)外でも多数実施されており、また、補助対象地域外の市町村等から補助制度の相談も受けていることから、補助対象地域要件として農村部、中山間地域を加えることで、更に積極的に法第19条第5項指定に係る申請が行われることが予想され、地籍調査の進捗率が特に低い山林部の地籍整備の推進を図ることができると考えられる。

根拠法令等

地籍整備推進調査費補助金制度要綱第3第1項

地籍調査の進捗率は全国で51%で、その内訳を見ると都市部(DID)が23%、林地が44%、農用地等が72%となっている。このように、都市部では山村部と比べて、特に進捗が遅れているところである。

このため、第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)では都市部(DID)での地籍調査を一層進めることが定められるとともに、平成22年度には都市部における地籍整備の推進を目的とした「地籍整備推進調査費補助金」が創設されたところである。

県のご提案にもあるように、山村部における地籍整備の推進が重要であることは国としても認識しているところであるが、対象地域要件を農村部及び中山間地域に拡大することは、本補助金の創設趣旨に沿わず、また、限られた予算を都市部に重点化できなくなるため、都市部における進捗を遅らせることにもつながりかねない。

現状では依然として、都市部の地籍調査の進捗率は他の地域と比較して極めて低い状況にあることを鑑みると、本補助金については、その目的を踏まえて引き続き都市部に重点化して、地籍整備の効率的な進捗を図る必要があるところである。

なお、林地の地籍調査の進捗は都市部に統一して遅れていることから、国としてもその推進が重要であると考えており、本補助金とは別に平成22年度に「山村境界基本調査」を国直轄の事業として設け、市町村による地籍調査の促進に努めてきているところである。ご提案の山村部における地籍調査については、国による地籍調査の実施に対する財政的な支援を始めとして、国直轄による「山村境界基本調査」の活用により推進されるものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

進捗が遅れている都市部の対策を重視する国土交通省の考えも理解できるが、林地の境界を知る者が高齢化して山間部の地籍調査も急がなければ、将来境界を確定すること自体が非常に困難になる。

山村境界基本調査の予算額は、平成25年度の250百万円をピークに平成26年度の予算額と平成27年度の概算要求額は151百万円と抑えられており、事業実施を希望する県内の市町村の要望が先送りされている状況である。

また、公共事業等に伴う用地測量を実施した地域について別途地籍調査事業を行うという二重投資を抑制する効果も期待できることから、補助対象地域の要件緩和について、是非ともご理解願いたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

中山間地域における地籍調査の進展を図るべく、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

山村部では、所有者の高齢化や村離れの急速な進展等により地籍調査の実施が極めて困難であり、山村部における地籍整備の緊急性は国土交通省としても重々承知している。しかし、都市部の地籍調査の進捗率は23%と林地の44%に比べて半分程度であり、都市開発の円滑化等のためにもその推進は極めて重要な課題である。

このような状況から、平成22年度には都市部における本補助金制度を創設するとともに、国直轄の基本調査(都市部官民境界基本調査、山村境界基本調査)を創設し、都市部や山村部における地籍整備を積極的に推進してきている。

また、東日本大震災の教訓として、地籍調査の実施により被災後の迅速な復旧・復興に貢献することが再確認されており、山村部や都市部の被災想定地域における地籍整備を推進することは重要である。特に、都

市部は人口等が集中し、被災後は甚大な被害が生じるため、その推進は喫緊の課題である。

その後、国土審議会小委員会により今後の国土調査のあり方等を示す報告書が公表された。同報告書では、災害への備えとしての地籍整備を優先的に進めるべきとされ、当省ではこれを踏まえた地籍整備を積極的に推進する必要があると考えている。一方、国、自治体ともに財政の厳しさは深刻化しており、本補助金や山村境界基本調査等の予算は減少傾向にあるが、当省としては、地籍調査費負担金や国直轄の基本調査の所要額の確保に向けて最大限努力しているところである。これに加えて、当省では、同報告書で示された効率的な手法（山村部での航空写真やハンディーGPS等を用いた測量手法など）の導入に向けた検討に着手しているとともに、厳しい財政状況を考慮し、国土調査以外の測量・調査成果を最大限活用して地籍整備を推進する際の申請に伴う負担軽減等の検討を進めることとしている。

上記のような取組を通じて、山村部等における地籍整備の推進に引き続き努めていくが、本補助金については、制度の創設趣旨を踏まえ、都市部に重点化して地籍整備を推進することが必要であると考えている。

平成26年の方針から提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	646	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県が行う公共測量の実施・終了時における公示義務、公共測量における永久標識の設置等に係る都道府県事務の廃止				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行うことを求める。
また、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の通知について、都道府県を介さず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

測量法第14条及び第39条により、公共測量においては、都道府県は、測量計画機関から通知を受けた時は、その実施時及び終了時における公示が義務付けられており、本県においては、平成25年度に48件×2(実施、終了)=96件の実績がある。当該制度は、広く一般に周知することによって、関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な、土地の立入及び通知、障害物の除去、土地等の一時使用、土地の収用又は使用の権利行使が起こり得ることを知らせるものであるが、周知については測量計画機関が直接行うことが可能と考えられ、事務の簡素化の観点から、都道府県知事が公示する必要性に疑問がある。

また、測量法第21条、第23条及び第39条により、公共測量において、都道府県知事は、測量計画機関から永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の通知を受けた時は、その旨を関係市町村長に通知することとなっているが、都道府県知事に通知する必要性は特になく、都道府県知事が関与する事務については、事務の簡素化の観点から、必要性に疑問がある。

【具体的な効果】

これら事務の変更により、80時間／年間程度の事務の簡素化が図られると想定される。

根拠法令等

測量法第14条、第21条、第23条、第39条

1. この公共測量実施の公示を都道府県知事に行わせる趣旨は、
① 関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な法第15条の規定による土地の立入り、法第16条及び法17条の規定による障害物の除去、法第18条の規定による土地等の一時使用並びに法第19条の規定による土地の収用又は使用の権利の行使があり得ることを知らせ、行政運営の効率化を図る
② 都道府県知事に公共測量の実施及び終了を通知することにより、公共測量の実施主体の公共団体に、あらかじめ当該地域の公共測量の実施状況を知らせ行政運営の効率化を図る
③ 公共測量の実施主体は、国の機関、都道府県、市町村、その他の公共団体やインフラ企業等と多様であり、各実施主体が直接周知を行う場合、公共測量の実施を知るためにには、全ての機関の公示情報を収集しなければならない。一方、公共測量はごく一部の例外を除き単一都道府県内を測量地域として実施される。よって、都道府県知事が管内の公共測量について一元的に公示することで、確実な周知を最も効率的に図ることができる
ことにより、「測量の重複を除き、正確で精度の高い測量を実施する」という法の目的を達成するためのものであることから、本規定による全国的に統一した定めが必要である。

2. 公共測量により設置、移転、撤去及び廃棄した永久標識及び一時標識の種類及び所在を

①関係都道府県知事に通知する
②都道府県知事からは関係市町村長に通知する
手続きにより、国土地理院の長、都道府県知事及び市町村長が一体となって測量標の現状を把握し、測量標の保全を図り、設置された公共測量の測量標の利用を図ることが「測量の重複を除き、正確で精度の高い測量を実施する」という法の目的を達成するためであり、本規定による全国的に統一した定めが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見については、了解するが、公共測量実施の公示方法が、より簡素なものとなるよう、今後、検討をお願いする。

公共測量実施の公示の必要性については第1次回答で納得いただいたものと考えているが、公示の手段については、測量法では特段の定めは無いので、各都道府県の実状に沿った最も効率的な方法をもって事務処理を行っていただきたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	655	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	山林の土地境界確認方法の簡素化				
提案団体	大野市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員でなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村離れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により土砂崩れや災害が近年多数発生している。これを受け、市としても順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もあり、なかなか境界の確定が進まない状況である。

については、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行うことを可能としたい。

【懸念の解消策】

代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・誤りを申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないと考える。

例えば、度々訴訟に発展する土地収用に関する制度をみると、買受権の消滅など、公告後一定期間内に権利者(確知できない者)から申し出がなければ、関係者の同意、権利の消滅を擬制する制度がある。よって、共有地の境界確定案について、土地収用の制度同様、公告、一定期間(必要に応じて期間を設定)の縦覧を行い、代表者以外(確知できない者)の権利保護を図ることにより、代表者のみの境界確認を可能にできないか。

根拠法令等

地籍調査作業規程準則、第23条、第30条第1項・第2項

地籍調査作業規程準則運用基準第15条の2

平成23年3月18日付け国土国第633号国土交通省土地・水源局国土調査課長通知

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

地籍調査の成果は、登記所に地図として備え付けられ、土地に関する権利の第三者に対する対抗要件を構成することなどから、地籍調査には高い精度と信頼性が求められる。また、地籍調査の際の筆界確認において、土地所有者等の確認を得ずに調査をした場合には、将来的に地籍調査の成果に関する境界紛争が発生する蓋然性は極めて高くなることが想定される。

これらのことから、地籍調査の筆界確認の際、土地所有者等が複数名いる場合には、原則として全土地所有者等から確認を得る必要があるが(地籍調査作業規程準則第30条第1項)、当該土地所有者等からの委任状を頂くことができれば、筆界確認を委任された代表者のみによる筆界確認は可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国知事会からの意見

一

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

提案団体からは意見が付されていないところで、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	664-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	駐車場法施行令の見直し				
提案団体	川崎市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。

また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほとんどないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隅に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即かない指導を行うこととなり対応に苦慮している。

また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。

一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。

【制度改正の必要性】

施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。

また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。

【懸念の解消策】

懸念無し

根拠法令等

駐車場法施行令第7条
駐車場法施行令第12条

【駐車場法施行令第7条】**・児童公園からの距離**

駐車場法施行令第7条については、一定の規模以上の路外駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を図るためのものであり、特に、児童公園については、多くの児童が利用する施設であり、児童保護の観点より、規定されたものです。

そのため、各都市の実態を調査・分析した上で、今後見直しも含め検討を行う予定です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

小規模な街区公園等で道路交通や児童保護の観点から問題ないと思われる場合であっても、柔軟な対応ができる窓口での対応に大変苦慮しており、早急な検討をお願いしたい。

また、検討の具体的なスケジュールを示していただきたい。

全国知事会からの意見

一

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

検討のスケジュールについては、平成26年度に駐車場法施行令における路外駐車場の構造及び設備の基準に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、平成27年度以降、見直しも含め検討を行う予定です。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6 【国土交通省】**(8) 駐車場法(昭32法106)**

路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)については、施行令7条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	664-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	駐車場法施行令の見直し				
提案団体	川崎市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。

また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほとんどないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隅に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。

また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。

一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。

【制度改正の必要性】

施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。

また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。

【懸念の解消策】

懸念無し

根拠法令等

駐車場法施行令第7条
駐車場法施行令第12条

【駐車場法施行令第7条】

・交差点からの距離

駐車場法施行令第7条については、一定の規模以上の路外駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を図るためのものであり、その観点から、交差点の側端から5メートル以内には自動車の出入口を設置してはならないとされておりますが、同条第2項及び第3項の規定により、国土交通大臣が当該出入口を設置する道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認める場合は設置可能ですので、当該事務を委任されている地方整備局にご相談願います。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

駐車場法施行例第7条第2項及び第3項に基づき、交差点内の出入口等を国土交通大臣が認める場合には、あらかじめ道路管理者や公安委員会との協議が必要である。

当市では、大臣認定を事業者に指導した事例がないため、手続きに伴う事務量や処理期間を把握していないが、当該認定を市が事業者に指導する場合、あるいは事業者が活用する場合には、手続きの柔軟性等が求められるので、その点について御配慮いただきたい。

また、これまでに、大臣認定を受けた具体的な事例を御教示いただきたい。

全国知事会からの意見

一

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

大臣認定については、地域の実情に応じた運用がされており、平成25年度におきましては、岡山市内での丁字交差点における認定事例等があります。なお、この事例では、現地の交通状況等を踏まえた上で、信号は設置されずに、出入口の設置が認定されています。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

6 【国土交通省】

(8) 駐車場法(昭32法106)

路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)については、施行令7条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	664-3	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	駐車場法施行令の見直し				
提案団体	川崎市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。

また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほとんどないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隅に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。

また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。

一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。

【制度改正の必要性】

施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。

また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。

【懸念の解消策】

懸念無し

根拠法令等

駐車場法施行令第7条
駐車場法施行令第12条

【駐車場法施行令第12条】

換気装置の基準については、排ガス対応車の台数・内訳、排ガス規制や環境基準等の制度の変遷、駐車場利用者及び駐車場管理従事者への影響等、政令制定時の状況と現在における排ガス対応車の実態や制度の変更等について事実関係を調査・分析した上で、今後見直しも含め検討を行う予定です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

換気装置の基準に関する事業者からの問い合わせは年々増加しており、窓口での対応に大変苦慮している。早急な検討をお願いしたい。
また、検討の具体的なスケジュールを示していただきたい。

全国知事会からの意見

一

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

検討のスケジュールについては、平成26年度に駐車場法施行令における路外駐車場の構造及び設備の基準に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、平成27年度以降、見直しも含め検討を行う予定です。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]**6 【国土交通省】****(8)駐車場法(昭32法106)**

路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)については、施行令7条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	751	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画法に基づく開発許可制度運用指針の改訂				
提案団体	豊橋市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

開発許可制度運用指針 III-7 法第34条第14号等関係 (18)医療施設関係において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情を踏まえた必要性】

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関(要配慮者施設)が存在している。こうした施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能となっている。単独での高台移転は同法の特例の対象外という制度である。

しかしながら、被災時における救急医療体制を確保するため地域性を踏まえたときに、該当施設の場合、市街化区域内にある程度まとまった土地が無いことから、近傍の市街化調整区域への移転が最適であると判断されるが、運用指針に記載が無いため、許可が得られない状況である。

そのため、開発許可制度運用指針 III-7 法第34条第14号等関係 (18)医療施設関係において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加することにより市街化調整区域内の適地への移転許可が可能となり、被災時の救急医療が強化できる。

根拠法令等

開発許可制度運用指針

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

開発許可制度運用指針は、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって本指針で示した原則的な考え方によらない独自の運用を必ずしも否定するものではない。
都市計画法第34条第14号の規定に基づき地域の実情等に応じ開発許可が可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市計画法第34条第14号は同法第34条第1号から第13号までに該当しない開発行為について、個別的にその目的、規模、位置等を検討し、周辺の市街化を促進する恐れがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当であるものについて、開発審査会の議を経て許可することができるものであることから、本件についても本市の実情を踏まえ、必要性と妥当性を整理した上で、回答を参考としていきたい。

全国知事会からの意見

一

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	871	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画決定以前の緑地について国庫債務負担行為による先行取得を可能とすること				
提案団体	さいたま市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

相続等により緊急に保全が必要となる緑地の用地取得について、都市計画決定前に用地の取得を可能にするよう制度を見直す。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

「特別緑地保全地区」等に指定されていない緑地について、相続等により緊急に保全が必要となった場合、現行制度では、国庫債務負担行為による先行取得が不可能である。そのため、市単独での用地取得となるが、財政的負担が大きく対応に苦慮しており、緑地の保全が難しい状況となっている。

【制度改正の必要性】

「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付け国都総第633号)によると、国庫債務負担行為により先行取得を認める事業として緑地保全事業が示されているが、先行取得の対象となる土地の範囲について、土地計画決定が行われており、かつ、都市計画事業認可を受けている事業という要件が設定されているため、緊急に保全が必要となった緑地を国庫債務負担行為により先行取得することができない。緑地保全の観点から、緊急に保全が必要となった緑地については、地権者の了承が得られ、かつ、都市計画を予定している土地についても対象とするよう要件を緩和することを求める。

根拠法令等

「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」平成14年6月28日付け国都総第633号

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

国が補助金の交付を完了してもなお事業の用に供されない事態を未然に防止するため、「国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得する場合の取扱いについて」(平成13年3月30日付け国総国調第88号国土交通省事務次官通知)では、先行取得の対象となる土地の要件が計画の確定した事業の用に直接供するために必要である土地に限るものとされており、これに基づき「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付け国都総第633号)では、都市局所管の補助事業の要件について、都市計画決定が行われている事業としている。

そのため、緑地保全事業についても、計画の確定している事業を特別緑地保全地区等の都市計画決定が行われた事業としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

補助金の交付を完了してもなお事業の用に供されない事態を未然に防止することは重要と考えるが、本市の提案は相続等によって緊急に保全が必要となった緑地の保全を目的としている。そのため、当該緑地の地権者から緑地保全に対する同意を得ることは都市計画の決定とほぼ同意義と捉えることができると思える。なお、都市計画決定を行うためには、相当の日数を要することから、地権者が相続税を納付する期間に間に合わないなどの問題が発生し緑地の喪失の恐れがある。以上の観点から、本提案について再度検討していただきたい。

全国知事会からの意見

一

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

緑地を保存することができるよう、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

国庫債務負担行為により取得した土地が事業の用に供されることを確実なものとするため、「国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得する場合の取扱いについて」(平成13年3月30日付け国総国調第88号国土交通省事務次官通知)及び「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付け国都総第633号)に基づき、緑地保全事業を含む都市局所管の補助事業について、国庫債務負担行為により先行取得する場合、適正な手続に裏打ちされた公共性のある計画である都市計画で決定した事業であることを要件として設定している。

そのため、緑地保全事業については、「特別緑地保全地区等の都市計画決定が行われた事業」を「計画の確定した事業」として、国庫債務負担行為による土地の先行取得を認めていたところである。したがって、「当該緑地の地権者から緑地保全に対する同意を得ている事業」であっても、「特別緑地保全地区等の都市計画決定が行われた事業」ではない場合は、「計画の確定している事業」と同意義と見なすことはできず、国庫債務負担行為による土地の先行取得の対象要件に該当しないものと考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	13	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止				
提案団体	佐賀県				
制度の所管・関係府省	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。

【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項
「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63年8月18日付け63構改B第855号)第4の4連絡調整等

1 農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することであり、御指摘の連絡調整については、法律の趣旨を補完するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との調和が図られているか、地域全体として工業等の導入の規模は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利用状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行うためのものである。

2 この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の発見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事案の防止等にも資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体としての工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務的に確認するためとしているが、単に事務的に確認するのみであれば、実施計画策定にあたっては、国の通知も踏まえたうえで県と関係市町村、各関係部局との間で十分に調整を行っていることから、自治体のみで可能である。

また、国は、無秩序な農地転用など農工法の趣旨に反する事案の発生を懸念しているが、実施計画に基づく開発の実施主体のほとんどが自治体をはじめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏まえ、多くの時間をかけて議論されていることなどから、こうした懸念は当たらないと考える。

いずれにしても、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断については、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行うことが適切であり、迅速な処理を図るうえでも、また地方自治法245条の2で規定されている関与法定主義の観点からも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すべきである。

全国市長会・全国町村委会からの意見

【全国市長会】

市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、さらには近隣関係市町村との協議調整を踏った上で計画策定である場合、県との協議によることで支障はないものと考えるため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補完するものとして、市町村又は都道府県が作成した実施計画について国に知らしめ(連絡)、国の立場から過不足がないかどうか確認(調整)することで、よりよい計画とするものであり、実質的な協議とはいえない。

これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町村の住民、農業者にも広く影響があるところ、計画に瑕疵がないよう国も含めた様々な者が幅広い観点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。

また、現在、新規実施計画の策定も重要である一方で、過去に造成された農工団地の空き地をどのように埋めていくのかといった観点も重要である。今般の事案では、近隣に利用が低調な農工団地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画されたという事案が判明したこともあり、かかる事態は当該市町村の土地利用のあり方を考えた上では決して望ましいものではなく、連絡調整により国が事務的に確認する意義はこうした点にあるものと思料。

なお、本通知は地方自治法第245条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法245条の2に抵触するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。

(参考)

連絡…相手に通報すること、相互に意思を通じ合うこと

調整…調子を整えて過不足をなくし、程よくすること

(広辞苑(第5版)より)

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6 【国土交通省】

(13)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管)

(i)都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭63農林水産省構造改善局、昭63通商産業省立地公害局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	514	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	運航労務検査の国から都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

船舶所有者及び船員の労働基準行政に関する事務及び個別労働関係紛争の解決の促進に関するこことを都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となると考えられる。そこで船舶所有者及び船員等との行政分野において、より接点のある都道府県が当該事務を所管することで、より具体的な相談業務や紛争解決に資することが可能であり、かつ都道府県は地域において労働組合や警察等との接点があるため、国が実施するより多様な観点からの紛争解決を図ることができる。また、これらの事務を都道府県が執行することで、船舶所有者や船員の労使等の問題について、スピード感を持って県行政へ反映することが可能であると考える。

根拠法令等

船員法第101条、第102条

船員法に基づく労働行政については、これまで、他の海事関係法令によるソフト・ハード両面に亘る全国的・画一的な基準の適合性確保と一体的に、国において執行してきたところ。これは、船員法に基づく労働行政の執行に当たっては、

- ①広域性を有する海上運送は県境を跨いだ対応を行うことが多く、全国的かつ画一的な対応を迅速かつ適切に取れる体制を有することが必要であるため
 - ②海上運送にあっては、遵守すべき条約や法令が多岐にわたり、それぞれが密接不可分となっていることから、条約、海事関連法令、船舶の構造設備、船舶の運航等ソフト・ハード両面に亘る高度な専門性を有する者が他の海事行政分野と連携しながら行うことが必要不可欠であるため
 - ③船員との労働関係や紛争による航行安全上の問題は、海上運送事業の維持や公共輸送網である海上交通の安全の維持と密接なつながりを有しているため、問題が生じないよう、専門的に適切に処理する必要があるため
- である。従って、引き続き、国において統一的に船員法に基づく労働行政を執行することが合理的である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ①各都道府県は既に環境、防災、観光等様々な分野で他県との連絡調整の実績があるため、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行することで、全国的な統一性は確保できる。また、広域性を有する海上運送について、県境を跨いだ対応が多くあるとしても、該当する都道府県間で密に連携を取り合うことで十分可能であり、ひいては、より地域の実情に応じた業務遂行につながっていくものと考える。
- ②③高度な専門性を有する者は地方職員にもおり、対応可能であるが、専門性を有する者が不足する地域では、人材の地方移管及びノウハウを持つ職員を育成することで対応可能である。

全国知事会からの意見

- ・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

地方運輸局においては、船員と船舶所有者等との間で生ずる海上労働特有の労働条件等に関する個別労働関係紛争を解決せしめる事務を実施している。海上労働については、「陸上から隔離される孤立性」、「医療等の支援や警察権がおよび難い自己完結性」、「気象・海象により動搖する船内で労働する危険性」、「労働と生活が一体する職住一致」という特殊性がある一方、都道府県等の地域の特性は見受けられない特徴がある。このため、船員、船舶の運航及び船舶の安全等の海事行政を一括して所掌する地方運輸局等が、船員と船舶所有者等との個別労働関係紛争について、自主的解決及びあっせん等の解決へ導くことが両者にとって有益であり、効率的である。

海上を航行する船舶における船員法関係法令の違反事案については、全国的・広域的に本船を追跡し、本船を監督する必要があり、全国の運輸局等が連携して一元的に船舶の運航労務監査を実施することが合理的であり、効果が高い。

さらに、各地方運輸局等においては、労働行政に携わる専門性を有する職員を長期的に養成しており、職員のプロモーションの過程で船員労務官をはじめ種々の海事行政の経験を重ねることで適切な監督を実施する人事システムを構築している。このため、新たに都道府県がこのようなシステムを構築することの合理性は乏しく、引き続き国が実施することが効率的である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	380	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	環境省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会资本整備交付金の対象とともに、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備され水洗化された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建替の時期に来ている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。

本県では2町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があつたため、し尿処理施設の建替をせずに、下水道施設で一緒に処理した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となつた。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会资本整備交付金の対象に入れることを提案する。

また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができることとすることを併せて提案する。

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱
下水道法第4条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の総体であり、下水道処理区域外のし尿等を受け入れるための施設を下水道施設とすることは困難であると考えます。

なお、し尿等を受け入れるための施設の扱いについては、まずは、し尿等を下水処理場で処理している事例収集、課題点、今後のニーズ等について全国的な調査をおこなって参ります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

自治体の財政事業が厳しい中で、し尿処理施設と下水道施設の統合整備は今後多くの自治体で望まれることだと考えております。

一方、整備目的の違う施設の統合については、多くの問題がありすぐに方針は出せないとも考えております。

つきましては、回答にありましたとおり調査等をおこなっていただき、お互いの施設のあり方について検討をしていただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案に賛同する。

ただし、公共下水道事業の無制限な拡張や費用の原因者負担の原則の崩壊につながらないよう配慮いただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

頂いたご意見に配慮しつつ、調査等を行ってまいります。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	511	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

倉庫業の営業登録、変更登録、軽微変更の届出、トランクルーム認定等に係る事務、倉庫業の監査等の指導監督事務について、移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

当該事務は、県(一部市)が行っている建築基準法の建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、倉庫業の営業登録などの事務と合わせて、同一の行政庁が建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務を効率的に進めることで、適正な倉庫業の運営を確保しつつ、倉庫利用者の利益を保護するなどの対応が総合的なものとなり、倉庫の円滑な整備に資する。なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。

根拠法令等

倉庫業法第3条～第7条、第25条、第27条

1. 倉庫業は、不特定多数の他人から寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業であり、その保管機能を通じて物資の需給調節、物価の安定並びに物資の供給の確保等の産業活動及び国民生活に必要不可欠な機能を果たしている。また、倉庫業者が発行する倉庫証券は、倉庫業者に対する寄託物返還請求権を有しており、その流通によって商品売買を円滑化・簡便化し、商品担保金融のための対物信用を供与する等、公益的な機能を有する有価証券であるため、第三者の利益保護と証券の公信力の確保が必要である。このように、倉庫業は高い公益性を有していることから、倉庫における安全対策等、事業の適正な実施を図ることが重要であり、そのためには国による全国一律の基準によって、倉庫の安全性・公益性を確保することが必要である。
2. また、物流分野においては、倉庫業者、海運事業者、航空事業者、港湾運送事業者、トラック事業者等の物流事業者や荷主企業等の国内・国外を問わず広域にまたがって幅広く活動する様々な経済主体が存在しており、倉庫業者も物流拠点としての倉庫を中核としながら、トラック、港湾運送等の他の物流事業を総合的に実施していることが多い。そのため、事業の適正な運営の確保に当たっては、トラック、港湾運送等の他の関連物流事業と総合的・一体的に判断する必要があるため、倉庫業の登録等の事務も、国において他の物流事業と一緒に施策の実施や指導監督を行う方が適切であり、また、効率的である。
3. さらに、上記のように物流の中核を担う倉庫業の発展のために、国では、物流総合効率化法による総合効率化計画の認定を要件として、特定流通業務施設としての倉庫を対象とした税制の特例措置等により倉庫事業者の取組を支援しているところである。
4. なお、ご指摘のあった都道府県等が行う建築確認事務、農地転用の許可事務及び開発行為の許可事務は、倉庫を整備する際に、建築基準法、農地法及び都市計画法の観点から適合性を確認するものであり、倉庫に限らず、一般的に建築物の建築や土地利用の変更を行う際に確認等を受けなければならないものである。したがって、倉庫業法の登録に当たっては、その前提として建築確認等が必要とされることとなるが、これらの事務との間に乖離や矛盾が生じる性質のものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国が定めた基準に基づき、都道府県が事務を行うことによっても「高い公益性」を確保することは可能である。むしろ地方が行った方が、都市計画、交通状況、物流の内容、自然環境、住環境等地域の実情に応じたきめ細かな指導監督が可能となり、それらの環境に応じた基準によって倉庫の設置が図られることで、国が行う指導監督より「公益性」を保つことができる。

また、都道府県も他の関連事業と総合的・一体的な事業の適正運営の確保に資する指導監督が可能である。

倉庫業の登録基準は省令によると建築基準法その他の法令により適合していることあるが、建築基準行政は都道府県も担っており、専門力に欠けるとは言えないため、登録基準を参考すべき基準とした上で登録業務の執行は都道府県に委ねたとしても、倉庫の安全面の確保は可能と考える。

なお、本県から提案している物流効率化法による総合効率化計画の認定事務と併せて、倉庫業の登録時の事務についても権限移譲を行うことで、申請者の利便性を高めるものと考える。

全国知事会からの意見

- ・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

- 1 物流事業事務の一体的実施による倉庫業の適正な運営の確保
- 2 物流事業事務の一体的実施による事業者利便の確保
- 3 倉庫証券の円滑な流通確保には国による倉庫業の事務実施が必要
- 4 大規模災害時には国による広域的かつ迅速な支援物資物流体制の構築が必要
という観点から事務・権限の移譲は困難である。

詳細については別紙の通り。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	749	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正				
提案団体	豊橋市				
制度の所管・関係府省	内閣府、国土交通省				

求める措置の具体的内容

国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策特措法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情を踏まえた必要性】

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。

また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。

これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特例や集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。

しかしながら、これらの施設の周辺には住居がない、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の重要施設(要配慮者施設)の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中心とした対応能力の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。

根拠法令等

南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条、第16条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

ご提案の趣旨を確認したところ、要配慮者施設の単独移転について、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南トラ法」という。）第13条の特例の対象となる同法第12条第1項の事業として措置することで、又は防災集団移転促進事業の対象を拡大することで対応できないかとのことであったが、後者の防災集団移転促進事業による対応については、当該事業は防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（以下「防集法」という。）に基づき住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するためのものであり、南トラ法第16条において防災集団移転促進事業に関連して必要と認められる場合に限り要配慮者施設の移転について特例が設けられたものの、防集法の趣旨に鑑みれば、住居の集団的移転に関連しない要配慮者施設の防災集団移転促進事業による移転は不可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

要配慮者施設の中には、高齢者が特別養護老人ホームなどに住民票を移し、世帯主として居住している施設もある。

このような状況の中、今般、貴省は土石流・地滑り対策として、災害時要援護者関連施設を支援対象とすることとし、具体的な内容を検討するとされている。こうした施策と同様、津波対策についても、「命を守る」ことを最優先課題として、実効性のある移転事業を推進するため、特に居住実態のある要配慮者施設については、住居と同様に防災集団移転促進事業による移転を認めるなどの検討をしていただきたい。

全国知事会からの意見

一

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

防災集団移転促進事業とは、移転促進区域内の住民が防災上安全な住宅団地で住宅建設及び生活再建を図ることができるよう、移転者個人がそれぞれ自己の居住の用に供する住宅を建設する場合に必要な一定規模以上の土地の整備等を支援し、当該区域からの住居の集団移転を促進するものであることから、社会福祉施設として事業者が経営する特別養護老人ホーム等の業務施設の移転を支援の対象とはできない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和				
提案団体	佐賀県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

河川法第32条で政令に委任している流水占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】河川に係る流水占用料等(河川法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から徴収することができる流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料をいう。)については、河川法施行令第18条第2項に定めるところにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合でも毎年度徴収しなければならない。しかし、本県の流水占用料等のうち特に土地占用料については、毎年の調定件数千数百件のうち高額な2件(ゴルフ場)を除けば、平均が3,000円程度と低額である。このように低額な流水占用料等も毎年調定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の観点から問題がある。

【改正の必要性】流水占用料の徴収方法を政令ではなく、条例で定めることにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合は、希望により全許可期間分を一括徴収することを可能としたい。これにより、県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上が実現できる。なお、道路法においては、占用料の額・徴収方法は条例に委任(道路法39条2項)されており、本県では、道路占用料については複数年度にまたがるものも一括徴収することを可能としている。

根拠法令等

河川法第32条第2項
河川法施行令第18条第2項

占用料の徴収については、流水占用において、通水を始めた後、実際に通水を行った期間について徴収するという考え方を念頭に、年度を区切り徴収する制度となっていたところであるが、その一方で「毎年調定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の観点から問題がある」等の提案理由も踏まえると、本提案事項については、各地方公共団体等の意見も聴きながら、今後、慎重に検討を進める必要があると考えている。その際、一括徴収による占用者の負担の増加等についても、慎重に精査する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案は、各自治体がそれぞれの状況に応じて占用料の支払い方法を定められるようにしていただきたいというものであり、これが実現すれば、本県としては申請者が希望された場合に占用料の一括支払いができるようにならう。

県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上を図るために行うものであり、占用者の負担の増加等を招くことにならないように対応するので、ぜひ実現をお願いしたい。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、流水占用料等の徴収について必要な事項については、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

○ 占用料の徴収については、流水占用において、通水を始めた後、実際に通水を行った期間について徴収するという考え方を念頭に、年度を区切り徴収する制度となっているところである。

○ 本提案事項については、「県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上を図るため」とのことであるが、制度導入には様々な懸念が想定され、例えば、

- ① 各自治体には、新たに申請者へ希望を聴取する事務が発生することになり、かえって事務の負担が増えないか。
 - ② 申請者の希望が少ない場合には、果たして行政コスト軽減に資するのか。
 - ③ 許可期間中の物価変動や税率上昇などで、条例による金額改定をした場合、年度毎に納入する者との公平性や、都道府県の収入面の問題がないか。また、金額を改定した場合には差額を徴収できる旨の規定を設け、後年度に徴収するのであれば、徴収事務が煩雑化するのではないか。
- などの条例制定上又は制度導入上の課題が考えられるため、今後、各地方公共団体等の意見も聞きながら、慎重に検討を進める必要があると考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6 【国土交通省】

(11) 河川法(昭39法167)

(iii) 流水占用料等の徴収方法(施行令18条2項1号)については、都道府県の意見を踏まえて条例委任について検討を進め、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	10	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和				
提案団体	新見市				
制度の所管・関係府省	国土交通省農林水産省				

求める措置の具体的内容

かんがい用水の目的外利用(畜産用水等)について、変更、新規取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畠地かんがい施設により、農地のかんがいを行っている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理が困難となることが予想される。

当該地域に畜産施設や農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するには目的外利用(畜産用水、工業用水等)になるため、県が行う変更・新規取得手続・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続きになるよう制度改正を行うことを要望する。

また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものと見なすことができるが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受益者と同様に使用料等を負担するため)場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制度改正を要望する。

根拠法令等

河川法第23条、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通達)第4条

河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされている。

河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる河川の流水には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者間の円滑で円満な水利秩序を維持するため、流水の占用を行いたい場合は河川管理者からの許可が必要となっている。

ある特定目的を達成する以上に不要となった河川の流水を引き続き許可し続けることは、他に必要な水利使用の申請がなされた際に新たに許可を付与できることとなり、望ましい水利秩序を乱すおそれがあることから、本要望については応じられない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市南部に整備された畠地かんがい施設は、耕作放棄地の増加により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生している状況である。

その余剰分を当初目的の畠地かんがいのみならず、農畜産業全体の振興のために活用できるよう再度検討をされたい。

全国知事会からの意見

「目的外利用申請の簡素化」は、利水と治水の調整がしっかりと図られるよう制度設計を構築する必要がある。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされており、必要な限度以上の流水を引き続き占用することは認められない。

○ なお、要望にあるように畜産用水や工業用水等として使用したいのであれば、かんがい用水の水利権を減量し、目的に応じた新規の許可を取って頂きたい。

○ その場合は、かんがい用水の許可申請に使用した河川環境の調査や取水施設等のデータを活用することで、簡素な手続にできる場合もある。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	361	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し				
提案団体	茨城県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

流水占用許可等に当たり、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を審査対象とし、占用の目的を安全・確実に実行させるため、都道府県が有する流水占用許可等の権限に関して、
①河川法施行規則第11条第2項等に定める流水占用許可等の申請書類に、申請者の「法人登記簿」、「財務諸表」及び「流水占用料等を納付したことを証する書類」を追加していただきたい。
②河川法施行令第18条の改正により、許可の附款(解除条件)として、流水占用料等の納付義務を課すことができるようにしていただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

本県においては、河川法第32条第1項の規定に基づき、条例により、同法第23条等の流水占用許可等を受けた者に対して流水占用料等の納付義務を課しているところであるが、経営が健全でない法人等が未納のまま許可等の更新を行う例があり、占用目的が適切に実行されない懸念がある。

(河川流水占用料等の収入未済額:平成25年度 29,927千円)

【制度改正の必要性】

現行の占用許可に当たっては、治水・利水上の観点から許可基準を定めており、許可申請者が許可を受けた後、占用の目的を安全かつ確実に実行できるかという観点が欠けている。

許可等を受けた者は、公共財産を排他的に使用し、営利を上げることになることから、河川が適正に利用され、公共の安全が保持されるよう、許可の審査に当たっては、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を確認する必要がある。

【改正案】

①河川法施行規則第11条第2項第7号を第8号とし、第7号として次の条文を追加
「七 法人登記簿、財務諸表及び流水占用料等を納付したことを証する書類」

※現行の第7号「その他参考となるべき事項を記載した図書」で対応可能ではないかとの指摘については、同号は、治水・利水上の観点から許可を出すに当たって必要とされる書類を想定していることから、当該規定で対応するのではなく、明確化することを希望する。

②河川法施行令第18条第2項第3号の次に、第4号として次の条文を追加

「四 法第23条、第24条若しくは第25条の規定による河川管理者たる都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事から課された流水占用料等を納付しない場合は、都道府県知事は、当該許可を取り消し又は許可の更新をしないことができる。」

根拠法令等

- ・河川法施行規則第11条第2項
- ・河川法施行令第18条第2項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

- ・占用許可等と流水占用料等の徴収は別個の処分であり、許可権者と徴収権者も異なるところであり、流水占用料等の未納を占用許可等の取消しや更新拒否の事由とすることはできない。
- ・流水占用料等の未納に対しては、河川法第74条の規定に基づいた強制徴収の手続きにより解決を図るべきものである。
- ・占用許可等の審査に当たっては、河川管理者は申請者の経営の健全性を確認するものではないため、本提案の条文を追加することはできない。
- ・以上のことから、占用許可等に係る申請書類を追加し、申請者に対して規制強化になるような本提案については応じられない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

未納占用料の削減を目的として提案したものであり、申請者への新たな規制を課すことなく実効性のある方法がとれるか検討していきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	705	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限移譲				
提案団体	鹿児島県				
制度の所管・関係府省					
国土交通省、財務省					

求める措置の具体的内容

不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の嘱託を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【権限移譲の必要性】

1 国有財産法に基づく県の事務

都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。

2 不動産登記法に基づく県の事務

都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っている。

3 河川法に基づく市町村の事務

市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を行っている。
市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱託等の事務も市町村が行うことが効率的である。

1と2の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。

【当県における事務の実績】

1 国有財産法に基づく県の事務

平成22年度から平成24年度：実績なし

2 不動産登記法に基づく県の事務

平成23年度：16件、平成24年度：14件

【特例条例による市町村への移譲状況】

本県内：1、2ともに42市町村中、32市町村（76.2%）

全国：国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県

根拠法令等

河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号ヲ、不動産登記法116条

- ・権限移譲の提案のあった事務は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号ヲに基づき、準用河川の用に供する国有財産で国土交通省所管のものの取得、維持、保存、運用及び処分については都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第一号法定受託事務に位置付けられている。
- ・都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2の規定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることから、現行の法令の規定により対応可能である(条例による事務処理特例)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

準用河川の機能維持の事務は、河川法に基づき、河川管理者である市町村が行っている。

一方、準用河川の敷地は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成12年法律第87号)(以下「分権一括法」という。)により国有財産と市町村の公有財産とが混在する状況となっており、このうち、国有財産の部分については、国有財産法及び同法施行令に基づき、都道府県がその事務を行うこととされているため、準用河川敷地の財産管理者が都道府県と市町村の両方が存在する状況であり、地元住民にとって主体が分かりにくい状況にある。

このように、市町村は準用河川の財産管理者と河川管理者としての2つの側面を有していることや、河川管理者として都道府県よりも準用河川の状況をより把握していることから、市町村が準用河川の機能管理と併せて財産管理もすべて担うことが効率的である。

また、住民側からの境界立会等の要請の際、前述のとおり、主体が分かりにくいとの意見もあり、準用河川の財産管理と機能管理を市町村が一体的に行うことにより、住民の利便性の向上につながることから、権限移譲をすべきであると考える。

全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限を市町村に移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。

なお、移譲する場合には、都道府県がこれまでに行ってきました境界立会の記録及び所有権保存登記等の資料等をすべて市へ引き継ぐこと。ただし、それらが電子化されているものであれば、市の既存システムに流用ができるかを確認し、できない場合は新しい管理システムの導入について協議・検討すること。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

- 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に規定する「条例による事務処理の特例制度」を活用することにより対応可能であるとの第1次回答に対し、現在事務を行っている提案団体及び全国知事会からの意見では、制度改正による市町村への移譲を求める一方で、移譲の対象となる全国市長会からは、市への移譲については手挙げ方式による移譲とするよう求められている。
- 「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。
- したがって、本提案については、全国市長会からの意見(手挙げ方式による移譲(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲))も踏まえれば、都道府県と市町村の合意の上で進めることが適当と考えら

れることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当であると考える。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	51	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみに適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都道府県道と指定区間外国道の同一管理者が2つの構造基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。

根拠法令等

道路法
第30条第3項

1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する営造物である。
2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。
3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要があり、道路構造基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄国道の権限移譲について国と地方との個別協議が進められている。
その際には、本提案の主旨である、地方の責任と判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実情に応じた道路整備、管理につながるようお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

御提案のあった道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大については、前回お示しした回答のとおり、対応することはできない。
なお、直轄道路の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めており、移譲後においては、住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等が図られるものと認識している。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	52	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみに適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都道府県道と指定区間外国道の同一道路管理者が2つの設置基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。

根拠法令等

道路法
第45条第2項

1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する當造物である。
2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。
3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要があり、道路標識基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄国道の権限移譲について国と地方との個別協議が進められている。
その際には、本提案の主旨である、地方の責任と判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実情に応じた道路整備、管理につながるようお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

御提案のあった道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大については、前回お示しした回答のとおり、対応することはできない。
なお、直轄道路の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めており、移譲後においては、住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等が図られるものと認識している。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	302	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	道路法(道路の構造の技術基準、道路標識の基準)の条例委任				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したところであるが、条例委任については、県道及び市町村道のみに適用されるものであり、県が管理する指定区間外の国道については適用されないこととなっている。道路管理者の一体的な管理の観点から県が管理する国道についても適用できるようすべきである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状と支障事例】

- ・道路管理者が、道路構造と標識設置に係る基準について、国道と県道の管理に2つの基準を使用している現状にあり、業務の煩雑化を招くとともに、地域の実情に応じた道路整備及び管理の支障となっている。
- ・具体的には、指定区間外国道において、整備済み区間と新たに整備する区間で幅員が異なってしまう事例が生じ、地域の実情に応じた車道(路肩)及び歩道に係る幅員設定ができない。また、管理する指定区間外国道の道路標識においても、県道の様に地域の実情に応じた文字設定ができないこととなっている。

【課題解決のための施策等】

- ・国道の構造の技術基準を県が管理する指定区間外国道についても委任を求める。
- ・法令の規定としては道路構造基準第30条1項で国道と表記されていること及び2項に指定区間外国道に関する表記がないことが支障となっている。このため、道路法第30条第1項の「国道」を「直轄国道」とし、第2項の「都道府県道及び市町村道」に「指定区間外国道」を追記していただきたい。
- ・委任された場合の構造の技術基準については県が定めた条例の内容と同様としたい。(参考資料として「資料1」を添付。)
なお、道路標識については、設計速度に応じて設定されている文字の大きさについて、県条例によって、1.0～1.5倍の範囲内で自由に設定できることとした。(参考資料として「資料2」を添付。)

【その他】

同一構造規格の場合に交差部分で、直轄国道と指定区間外国道の構造が異なることが懸念されるが、現時点では、このような事例がないため対応策は検討していない。

根拠法令等

道路法第30条第1項及び第2項、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する營造物である。
2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。
3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要があり、道路構造基準及び道路標識基準のいずれについても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

(意見無し)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	647	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会资本整備総合交付金の採択要件の緩和 (港湾改修事業のうち維持補修を対象としたもの(港湾施設改良費統合補助事業))				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

港湾改修事業のうち小規模なものは採択要件が事業費2億円以上5億円未満となっているため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

社会资本整備総合交付金(港湾改修事業のうち維持補修を対象とする港湾施設改良費統合補助事業)の採択要件は事業費で2億円以上5億円未満となっており、1港で採択要件に満たない場合は、他港の補修事業と合併するなどで採択要件に合致するよう調整する必要があり、補修箇所が点在しないような調整に苦慮している。

例えば1港の1施設が要補修となても、他施設や周辺港湾との合併で1件2億円以上とならなければ採択不可となるため、車止めや防舷材の欠損など、安全対策上早期の補修が必要でも対応できず、港湾利用者の安全性確保が出来ないことから、利用制限等の支障が生じている。現在、採択要件に合致しない施設の補修は県単独費での対応となるが、予算不足により必要最小限の部分的な補修のみで十分な対応が出来ないのが実情である。

【制度改正の必要性】

本県管理港湾は重要港湾4港、地方港湾77港で、港湾施設約3,300施設を有しており、今後増加する港湾施設の維持・補修事業を計画的に行うためには県単独費用のみでの対応が困難なため、今後も統合補助事業の活用が不可欠であり、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)によって効率的な港湾施設の維持補修が可能となるものと考えている。

なお、道路事業の採択要件は下限額設定なし、当該事業の市町村管理港湾の採択要件が9千万円以上となっていることから、県管理港湾の下限額を1億円程度とすることが妥当と考えている。

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱
□-2港湾事業
□-2-(1)港湾改修事業

国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところです。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを行ってきたところです。

以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することは、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。

今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、事業の見直しに当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえたものとなるようお願いする。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、市町村の採択要件下限額についても併せて引下げを望む。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

第1次回答のとおり。

今後とも、港湾施設の老朽化対策の推進にあたっては、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	79	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会资本整備総合交付金事業における交付金間の流用について				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

現在、交付金事業は社会资本整備総合交付金と防災・安全交付金の2本立てになっているが、従来、一つの交付金事業で自由に利活用できていたものが事業間での利用が出来ないケースが生じるなど自由度が低下し、使い勝手の良さが評価されていた交付金制度の魅力が低下しているため、社会资本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直しを行い、交付金事業の魅力の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情】

松山市の下水道人口普及率は59.9%（H24末）であり、全国平均76.3%（H24末）と比較しても16%以上低い数字となっている。また、松山市は南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されていることや耐用年数を迎えており、耐震化・長寿命化も喫緊の課題となっている。

【国の方向性】

国においては汚水処理施設の整備を今後10年間で概ね完成することを目指に掲げており、松山市では、早急な未普及改善事業の進捗が必要となっている。

【懸念の解消策】

しかしながら、下水道財政の硬直化を防ぐため、建設投資規模の拡大は見込めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に進めていくよう、五箇年計画を策定し、計画的に事業を進めているところであるが、防災・安全交付金に含まれる浄化センターなどの施設の長寿命化や耐震化は事業規模が大きく、大幅な内示額の減少に対して対応できない。従前は、未普及改善事業で調整していたが、防災・安全交付金が創設されたことにより、施設の長寿命化・耐震化と未普及改善事業間の調整が出来なくなつたため苦慮している。

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱
社会资本整備総合交付金の計画別流用について（平成23年3月31日改正）
国土交通省説明資料（HP）
「社会资本整備総合交付金制度等の関係」

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

- 防災・安全交付金は地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中的に支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ長寿命化計画策定の促進や老朽化対策への重点的な支援が求められている中、他の目的に自由に流用可能とすることは、同交付金の趣旨に照らし、適切でないと考えます。
- 一方で、これまでも交付申請様式の共通化などの運用改善に努めてきたところであり、今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、柔軟な交付金間の利活用が行なわれることにより、早期発注や繰越金の減少につながり、円滑な事業執行が行なわれるものである。
また、当然のことながら、インフラ長寿命化計画や老朽化対策については、計画に基づき、適切に進行管理を進めていくため、流用することで元の事業進行に影響を与えるとは考えていない。
こうしたことから、流用可能とすることは、防災・安全交付金の制度創設趣旨から逸脱するとまでは言えず、本提案のとおり、よりいっそう使い勝手がよくなる制度に改善することを望んでいる。

全国知事会からの意見

一

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

- 防災・安全交付金は地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中的に支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ長寿命化計画策定の促進や老朽化対策への重点的な支援が求められている中、社会資本整備総合交付金と費目を分けて、予算を確保しているところです。昨今においても、集中豪雨等の気候変動により大規模化・激甚化した水害・土砂災害等が発生しており、早期発注や繰越金の減少を防止する等の理由により、他の目的に自由に流用可能とすることは、同交付金の趣旨に照らし、適切でないと考えます。
- 同一交付金の中での事業間流用等ができる仕組みとしており、円滑な事業執行にあたっては、これらの仕組みを有効活用していただきたいと考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	87-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和

1. イ-12-(1) 都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。
2. イ-12-(1) 都市公園事業の交付対象事業のうち帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。
3. イ-12-(11) 市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる“(平成23年度までに着手された事業に限る。)”を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

要約版

【制度改正の経緯】

近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。

【支障事例】

本市では、「市民1人当たりの公園面積10m²以上」を目標にしているが現在約7.0m²であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。

一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)帰宅支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。

また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。

【懸念の解消策】

そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。

このことは、民間開発事業者が設置るべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。

さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱

附属第2編

イ-12-(1)、イ-12-(11)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、国は、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園について社会資本整備交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難。なお、この財源については、既に地方債及び地方交付税措置の対象となっている。

ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律、中心市街地の活性化に関する法律に基づく計画に位置づけられているなど、政策的意義の高い都市公園については限定的に、事業費等の交付対象事業の要件を満たした上で、面積2ha未満の小規模な都市公園の整備を支援することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

先の第2次一括法で委任された「市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準」について、松山市では国の指針等を参照し、整備目標として「10m²以上」としているが、実際には、約7.0m²にとどまり、全国平均の9.75m²と比べても整備が大変遅れている状況である。

本市では、H8年度からH15年度の第6次都市公園等整備7箇年計画の期間には、1人当たり公園面積が1.28m²に拡大したが、H16年度に市町合併により0.8m²追加されて以降、H17年度から現在までは、わずかに0.1m²の増加に留まっている。

また、住民を対象とするタウンミーティングの中でも、身近に遊べる公園づくりへの要望が多く寄せられているが、防災面や安心安全な生活環境の向上のために整備が求められる中心市街地や周辺住宅地では、まとまった公園用地が少ない現状に加え、厳しい財政状況などから、交付対象事業の面積要件である地区公園並みの「2ha以上」の用地を確保することは非常に困難な状況である。

一方、中活計画で位置づけられた区域内では、面積要件が500m²に緩和されるなど手厚く支援されているが、その周辺に存する住宅地域では適用できないことや、低炭素まちづくり公園では、対象事業要件が緑化率80%とされていて、本市が求める遊具やキャッチボールができる広場のある公園づくりには適さないものと考える。

都市公園事業について、地方分権に伴う補助金改革が行われたことは重々承知しているが、本市のように依然として整備水準に満たない自治体が都市公園の整備を進めるには、都市公園事業の交付対象事業要件を街区公園程度(0.25ha)に緩和することが必要と考える。

全国知事会からの意見

――

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園については国が支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされ、その財源は地方債及び地方交付税措置の対象となっているところ、ご要望にお応えすることは困難。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	87-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和

1. イ-12-(1) 都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。
2. イ-12-(1) 都市公園事業の交付対象事業のうち帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。
3. イ-12-(11) 市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる“(平成23年度までに着手された事業に限る。)”を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

要約版

【制度改正の経緯】

近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなつたと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。

【支障事例】

本市では、「市民1人当たりの公園面積10m²以上」を目標にしているが現在約7.0m²であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。

一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)帰宅支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。

また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。

【懸念の解消策】

そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。

このことは、民間開発事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。

さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱

附属第2編

イ-12-(1)、イ-12-(11)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

帰宅支援場所の機能を有する公園緑地は「災害発生時において、主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所としての機能を発揮する公園緑地」(社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編)であり、この機能を発揮するために必要な災害応急対策施設等を支援の対象としているところである。なお、交付の対象とはならないが、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地において遊戯施設を整備することは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

災害発生時に、帰宅者の支援場所としての機能を発揮する施設としては、テントを張りやすい防災パーゴラ、煮炊きのできるかまどスツール、防災器具を収納できる防災ベンチなどといった災害時利用を想定した施設であると理解しているが、近年、複合遊具に災害時には「仮設避難施設」としてテントが張れる機能を設け、子ども達のための、遊具としての楽しさを損なうことなく、災害時には、テントとして機能する複合遊具が市販され、他市の防災公園には設置している事例もある。

そこで、防災公園においては、一般化されている防災遊具についても防災機能を有する施設として、本交付対象事業に含めていただくよう要望する。

全国知事会からの意見

――

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、大都市部における帰宅困難者の安全な避難経路を確保するための、都心部から郊外部への避難経路の沿道における帰宅困難者のための休憩、情報提供等の場所となることを想定していることから、交付対象施設を休憩所やベンチ、災害応急対策施設などに限定しており、遊戯施設はその対象には含まれず、対応は困難。

なお、ご提示の防災遊具の詳細は不明であるが、一般的には災害応急対策施設として公園計画に位置づけられている施設であれば、遊戯施設としての機能を兼ねることを妨げるものではなく、社会資本整備総合交付金等の交付対象施設となる。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	87-3	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和

1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。
2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。
3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる“(平成23年度までに着手された事業に限る。)”を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

要約版

【制度改正の経緯】

近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなつたと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。

【支障事例】

本市では、「市民1人当たりの公園面積10m²以上」を目標にしているが現在約7.0m²であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。

一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)帰宅支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。

また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。

【懸念の解消策】

そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。

このことは、民間開発事業者が設置るべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。

さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱

附属第2編

イ-12-(1)、イ-12-(11)

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

借地公園における施設整備については、交付対象事業の要件や処分制限期間等の条件を満たす場合、社会資本整備総合交付金の都市公園事業を活用することが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第2編 イ-12-(11)の2. 交付対象事業の要件の③では、「平成23年度までに着手された事業に限る。」と時限化されているので、地方公共団体が借地公園で行う施設整備は、現行では不可と考え、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長の要件緩和を提案する。

全国知事会からの意見

一

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

イ-12-(1)都市公園事業において、借地公園である都市公園の施設整備は交付対象事業として認められている。なお、イ-12-(11)市民緑地等整備事業における借地公園の整備は、緑地が不足する地域において都市公園の整備を一層効率的に推進するため時限的に措置されていたが、平成24年度において、都市公園事業に実績を踏まえた統合を行ったものである。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	287	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	老朽化する都市公園の管理に対応した長寿命化対象事業の要件緩和				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老朽化が進展している。
(本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4,892箇所が開設されている。)
このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施設の維持保全、撤去・更新等に係る費用が最小となるよう「公園施設長寿命化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。

【制度改正の必要性等】

しかし、「公園施設長寿命化対策支援事業」は市町によって、面積要件などの交付対象事業の要件を満たさない施設があり、近隣住民が日常的に使用している施設でありながら、計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況にあり、利用者の安全確保に懸念がある。(そのため、市町からも本県に当該事業の要件を緩和できないか相談が寄せられているところである。)

そのため、社会資本整備総合交付金交付要綱を改め、「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金 交付要綱附属第2編 イー12ー(7)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、国は、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園について社会资本整備交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難である。なお、この財源については、既に地方債及び地方交付税措置の対象となっている。合わせて、「計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況」にある理由が示されておらず、対応が困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

維持管理・更新に要する費用については、今後さらに増加すると見込まれているため、維持管理・更新に係る交付要件を緩和し、必要な支援措置を講じていただきたい。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園については国が支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされ、その財源は地方債及び地方交付税措置の対象となっているところ、ご要望にお応えすることは困難。

平成26年 地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	337	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金における補助要件の緩和				
提案団体	尼崎市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

・防災・安全交付金における補助要件の緩和

平成24年度補正予算において防災・安全交付金が創設され、個別事業分野にとらわれず地方自らが計画するインフラの老朽化対策や、事前防災・減災対策や、生活空間の安全確保のための整備が可能となっている。しかしながら同交付金についても、従前からある社会資本整備総合交付金と同様、従来の補助要件に該当する事業を基幹事業として位置づけ、関連事業や効果促進事業の実施が可能という制度となっている。

このため、地域の安全防災の確保に必要不可欠な事業であっても、基幹事業に該当する事業が無い場合は交付金事業として実施することができない状況にあるため、補助要件における「基幹事業の必置」という条件を緩和し、従来の補助要件にとらわれず活用が可能な交付金となるよう、要件の緩和をお願いする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

本市は大阪平野の西部にあり、丘一つない平坦な土地で、市域の約30%にあたる地域が平均満潮位以下の低地盤のため、南部臨海地域における雨水排水には、専用の排水ポンプ(抽水場)を活用しなければ海域へ排水ができない状況にある。また、市内には総延長約209kmに渡る水路が縦横に走り、雨水排水において重要な役割を担っているが老朽化が進み、また、地震・津波への対策も十分ではない。

上記施設は、本市特有の性質によるところが大きいため、今までの全国画一的な補助事業には馴染まず、単独事業として整備更新を実施してきたところである。

一方国におかれては、平成24年度補正予算において地域の主体性を尊重した「防災・安全交付金」制度を創設していただいたところである。しかしながら、社会資本整備総合交付金要綱第6において、「基幹事業のうちいづれか一以上を含むものとする。」と定められているため、防災安全面において重きをなす施設である抽水場や水路の老朽化・地震津波対策について、防災・安全交付金を活用することができない状態である。こうした実態を踏まえ、地方が臨む防災・安全対策へ活用できる交付金制度となるよう、交付要綱における要件の緩和を求めるものである。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱
第6 交付対象事業

- 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところです。その趣旨に沿い、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金において、国費をもって支援すべき事業を基幹事業と位置づけた上で、併せて地方の創意工夫を生かした取組を支援するため、基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業を効果促進事業として位置づけております。このことから、「基幹事業の必置」という条件を緩和することは、国費の充当の理由を損ねることとなり、適切でないと考えております。
- 今後とも、平均満潮位以下の地域の問題も含め、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しや既存制度の有効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在の社会資本整備総合交付金は地域の自主性を高めることを謳ってはいるものの、同交付金における基幹事業は全国画一的な補助制度であった従来の補助採択条件がそのまま使われており、地域の自主性を反映できる要件となっていない。基幹事業の必置の緩和が不可能なのであれば、従来の補助要件となんら変わらない基幹事業に、地域の実情に応じた条件の設定をすべきである。

全国知事会からの意見

――

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

- 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。
- 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、
 -市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、
 -広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、
 -小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、
 -公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、
 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。
- そのため、補助採択条件の引下げは、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。
- 今後とも、平均満潮位以下の地域の問題も含め、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメ

ニューの見直しや既存制度の有効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	583-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会资本整備総合交付金交付要綱の要件緩和				
提案団体	山形県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

平成22年度の社会资本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。

一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。

このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

社会资本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。

一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。

については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。

【支障事例】

①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業

特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。)

また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。

②準用河川改修事業

当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱 イー3(13)、(15)、イー8(1)、ロー3(13)、(15)、ロー8(1)

【総論】

- 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところです。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを行われてきたところです。
- 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することは、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望されている事項であり、そこからも当該事業費要件が地域の実態に即していないことが推察される。
- ・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考える。
- ・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の裁量で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一體となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

- 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。
- 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、
 - ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、
 - ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、
 - ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、
 - ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、
- こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたとこ

ろであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	583-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会资本整備総合交付金交付要綱の要件緩和				
提案団体	山形県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

平成22年度の社会资本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。

一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。

このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

社会资本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。

一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。

については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。

【支障事例】

①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業

特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。)

また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。

②準用河川改修事業

当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱 イー3(13)、(15)、イー8(1)、ロー3(13)、(15)、ロー8(1)

【支障事例について】**①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業**

特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。

本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1／3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1／2とする制度拡充を行ってきたところ。

また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。

堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。

また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望されている事項であり、そこからも当該事業費要件が地域の実態に即していないことが推察される。

・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考える。

・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の裁量で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一體となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。

○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減す

る、

- ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、
- ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、
- ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

- そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	583-3	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会资本整備総合交付金交付要綱の要件緩和				
提案団体	山形県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

平成22年度の社会资本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。

一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。

このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

社会资本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。

一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。

については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。

【支障事例】

①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業

特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。)

また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。

②準用河川改修事業

当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱 イー3(13)、(15)、イー8(1)、ロー3(13)、(15)、ロー8(1)

【支障事例について】

②準用河川改修事業

準用河川改修事業に係る採択基準については、過去より順次採択要件の引き上げを行ってきている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望されている事項であり、そこからも当該事業費要件が地域の実態に即していないことが推察される。
- ・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考える。
- ・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の裁量で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

- 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。
- 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、
 - ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、
 - ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、
 - ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、
 - ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。
- そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改

革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	649	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業の緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業は50億円以上となっているため、採択要件を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

県内の二級河川は210水系341河川あり、整備後50年以上を経過し老朽化が進行している河川も多く改築が必要となっている。しかしながら、現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である大規模河川管理施設機能確保事業の採択要件は、全体計画50億円以上となっているため、県が管理する小規模な河川では対象とならないことが多い状況である。

【制度改正の必要性】

治水上の安全確保や適正な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱
□-3河川事業
□-3-(12)大規模河川管理施設機能確保事業

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

事業費50億円未満の河川管理施設については、特定構造物改築事業の交付要件を満たす場合、当該事業において改築が可能。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

維持管理に関する費用については、国庫補助負担金改革等において、既に見直しが行われている。

河川管理施設の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図つてまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	737-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会资本整備総合交付金事業の交付要件の緩和				
提案団体	香川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

社会资本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものとなっていないことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例・必要性】

1)高潮対策事業

本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一體的な効果発現に影響が生じている。

具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。

2)特定構造物改築事業

本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。

具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみで、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 高潮対策事業、特定構造物改築事業

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

1)高潮対策事業

本事業は、過去より順次採択要件の引き上げを行ってきており、現在の採択要件になっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本県の高潮対策事業については、事業規模は小さいが、地域が抱える重大かつ喫緊の課題であり、社会資本総合整備計画における要素事業毎の事業費要件ではなく、計画全体で発現する効果を主眼とした採択要件としていただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

- 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、各個別補助金を統合化し、交付金化する中で、社会資本整備計画全体での効果の発現が図れるよう、計画全体を評価し計画単位で配分を行う仕組みを採用しているほか、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。
- これは、三位一体の改革において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたものです。
- 一方、上記方針にあるとおり、投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、
 - ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、
 - ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、
 - ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、
 - ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、
- こととされ、当省においても、地方の自主性を高めることと併せて、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところです。
- 上記の三位一体の改革の趣旨に鑑み、本事業も含め、個別事業の採択要件ごとに採択基準の引上げを行ってきたことから、補助採択条件の引下げは、その趣旨に照らし、適切でないと考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	737-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会资本整備総合交付金事業の交付要件の緩和				
提案団体	香川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

社会资本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものとなっていないことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例・必要性】

1)高潮対策事業

本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町とともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。

具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。

2)特定構造物改築事業

本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できなかったため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。

具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみで、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 高潮対策事業、特定構造物改築事業

2) 特定構造物改築事業

特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。

本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1／3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1／2とする制度拡充を行ってきたところ。

また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本県の特定構造物改築事業については、事業規模は小さいが、地域が抱える重大かつ喫緊の課題であり、社会資本総合整備計画における要素事業毎の事業費要件ではなく、計画全体で発現する効果を主眼とした採択要件としていただきたい。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、各個別補助金を統合化し、交付金化する中で、社会資本整備計画全体での効果の発現が図れるよう、計画全体を評価し計画単位で配分を行う仕組みを採用しているほか、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

○ これは、三位一体の改革において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたものです。

○ 一方、上記方針にあるとおり、投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

- ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、

- ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、

- ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、

- ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、地方の自主性を高めることと併せて、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところです。

○ 上記の三位一体の改革の趣旨に鑑み、本事業も含め、個別事業の採択要件ごとに採択基準の引上げ

を行ってきたことから、補助採択条件の引下げは、その趣旨に照らし、適切でないと考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	122	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	河川管理施設長寿命化対策(特定構造物改築事業)の制度拡充について				
提案団体	石川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業については、地方公共団体が実施する水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概ね4億円以上の施設とされている。

しかしながら、長寿命化対策の重要度、優先度は、事業費の多寡で決めるべきではなく、施設の老朽度合い、施設の動作不良による周辺の人家・資産等への影響も勘案するなど、地域の実情に応じて決めるべきものである。

【支障事例】

石川県には、県管理の堰や水門などの河川管理施設21施設あるが、交付金の対象となるのは5施設のみであり、交付金を活用できないため対策が遅れているその他の16施設においては、今後の河川管理施設の老朽化が進行することとなる。

さらに、長寿命化対策を実施できない16施設のうち、今後20年間で、約6割の施設が建設後40年のライフサイクルタイムを超える施設となり、老朽化が更に進行することとなる。

これら老朽化の影響により、洪水時等の緊急時に動作不良等が生じ、施設機能を発揮できずに、浸水被害が発生する恐れがある。

【懸念の解消策】

こうしたことから、事業の多寡にかかわらず地域の実情に応じ、自治体において効果的・効率的に河川管理施設の長寿命化対策を進めていくよう、交付対象の事業費要件をなくすことが必要である。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編
「特定構造物改築事業」

特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。

本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1／3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1／2とする制度拡充を行ってきたところ。

また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

特定構造物改築事業については、これまで、長寿命化計画策定・変更に対する事業費要件を撤廃するなど、制度拡充を図っていただいたが、総事業費が4億円未満の施設の長寿命化対策実施については制度拡充の対象になっておらず、今後は更に、これらの施設の老朽化が進行し、洪水時には動作不良による浸水被害の発生が懸念されている。

今回の提案は、予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、事業費の多寡にかかわらず、各地方公共団体の裁量で、周辺の人家・資産等への影響も勘案し、優先順位をつけて、必要とする河川管理施設の長寿命化対策を実施できるよう、特定構造物改築事業の交付対象の事業費要件の撤廃を提案するものである。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。

○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、

・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、

・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、

・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や縦越手続きの簡素化を行ってきたところです。

- そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

平成26年の方針からの方針等に関する記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	650	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	特定構造物改築事業による、管理施設の更新・点検業務の交付金対象事業の緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改築の費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現在、社会资本整備総合交付金の対象事業である特定構造物改築事業の交付対象は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、及び改築に要する費用合計が約4億円以上となっているが、県が管理する施設については小規模なものが多く、対象とならない施設が多い状況である。

【制度改正の必要性】

計画的な維持管理を行うには、社会资本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱
□-3河川事業
□-3-(13)特定構造物改築事業

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。

本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1／3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1／2とする制度拡充を行ってきたところ。

また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改革の検討をお願いする。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

維持管理に関する費用については、国庫補助負担金改革等において、既に見直しが行われている。

河川管理施設の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図つてまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	652	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的な内容

堰堤改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である堰堤改良事業の交付対象は、総事業費が概ね4億円以上となっているが、長崎県が管理する35ダムについてはそのほとんどが小規模であり、対象とならないダムが多い状況である。

【制度改正の必要性】

計画的な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱
□-3河川事業
□-3-(15)堰堤改良事業

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。

また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改革の検討をお願いする。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。

○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、

・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、

・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、

・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	721	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	「防災・安全交付金」の要件を緩和				
提案団体	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

社会资本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(口-3-(1))に該当する事業であって、」を削除。
財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会资本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要に迫られているが、現時点では、その交付対象事業として「広域河川改修事業に該当する」との制約が付されている。この「交付対象事業」から「広域河川改修事業」を削除する「規制緩和」が行われることにより、都道府県が多く所管する小規模な河川管理施設への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。(徳島県においては、県管理河川497河川中、広域河川改修事業は8河川なので、全体の約2%にしか適用できない。)

根拠法令等

社会资本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 施設機能向上事業 (口-3-(2))

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

広域河川改修事業は、一定規模以上の事業において限定し、重点的に整備を進めることにより、効率的かつ効果的な整備を図ることを目的としている。

平成26年度に新規制度として創設した施設機能向上事業は、広域河川改修事業のうち既存の河川管理施設の機能向上を図るために行うものを切り出し、重点的に整備を進めることを目的として創設している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「施設機能向上事業」を新設したことについては、評価している。

しかしながら、豪雨による浸水害等が各地で局地的に発生している状況に鑑みると、小規模な河川管理施設の機能向上についても地域住民の安全・安心の確保に不可欠である。

再度、拡充に向け御一考いただきたい。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。

○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、

・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、

・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、

・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし